旅費の精算事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 堺西高等学校 | 　旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが８件あった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 出張先 | 出張期間 | 旅費支給額（総額） | 件数 | 精算日 |
| 沖縄県 | 令和５年10月５日から同月７日まで | （注）4,200円 | ２ | 令和６年４月15日 |
| 沖縄県 | 令和５年10月24日から同月27日まで | （注）13,900円 | ６ | 令和６年４月15日 |

（注）旅費支給額は自宅から関西空港までの往復交通費関西空港から目的地までの往復の旅費は別途支出 | 検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【地方自治法施行令】（概算払） 第162条　次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費【大阪府財務規則】（概算払の精算）第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。 |

　　監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和６年11月６日）